

電波法施行規則第5条の2の規定に基づく告示案に係る意見募集に対して提出された主な意見及び総務省の考え方

No.	案に対する御意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>免許人に運用者の氏名や運用期間等の一覧の作成・管理の義務を課し無線局の適正運用を確保しようとする改正案は、携帯型無線機の運用の効率化に資するものと理解できるので賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人移動無線センター】</p>	<p>本告示案に賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>当社は無線局の運用管理について、専用システムを構築しルール等を定め、適切な運用証明書の発行や管理を実施しております。しかしながら、免許更新などで数多くの運用証明書の対応には多大な労力を要しております。この告示の施行により、当社の無線局運用の負担軽減につながるものと考えております。また、免許人以外に非常や緊急時の措置をとらせるために開設する無線局の運用が明確になり、列車の安全安定輸送に寄与するものと考えております。そのため、今回の告示案について賛同いたします。</p> <p>なお、告示案を受けて当社といたしましては、無線局を運用管理する専用システムで運用者情報の一元管理を行い、引き続き無線局の適切な運用管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【東日本旅客鉄道株式会社】</p>	<p>本告示案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、専用システムで管理を行っているとの御意見について、「次に掲げる事項を記載した一覧を作成」には、その趣旨を踏まえて、これらの事項を、情報システムにより簡易な操作によってその内容が表示、確認できることを含むことを明確化するため、告示案を修正します。</p>	<p>有</p>
3	<p>これまでの無線局運用証明書には法人の場合の代表者の氏名や運用者の連絡先がなかったのですが、公布後すぐにそれらを含めて一覧として管理することは難しいため、すでに運用者に持たせている無線局運用証明書はその期間が終わるまで有効にさせていただきませんか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>法人については、その代表者の氏名を記載することが一般的かつ適切なものです。</p> <p>本件制度は、免許人等から運用者に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているものとされていることから、免許人等は、運用者の代表者（法人の場合）</p>	<p>有</p>

		及び連絡先については、当然に把握されているべきものと考えます。無線局運用証明書は運用者が所持するものであり、免許人等が把握すべき事項と同じではありません。また、運用証明書は免許人等が発行するものであり、その期間をもって本件制度の有効期間とすることは適切ではありません。なお、「公布後すぐにそれらを含めて一覧として管理することは難しい」との一覧の管理についての御意見について、「次に掲げる事項を記載した一覧を作成」には、その趣旨を踏まえて、これらの事項を、情報システムにより簡易な操作によって即時にその内容が表示、確認できることを含むことを明確化し、告示案を修正します。	
4	安全保障の観点から、無線従事者は日本国籍を有するものに限定すべきです。 【個人】	電波法上、無線従事者免許の取得に際して日本国籍の有無は問われておらず、本件告示についてもこれを排除する理由はありません。	無
5	無線局ごとの管理番号が割り振られるのが適切と考える。単に機器の機種や数だけの管理をするだけでなく、管理番号（機器固有の識別情報等でも可）が免許人事業者に管理されるようにすべき。また、他の無線設備と明確に区別が行われる必要性があり、その区別のための目印やシール等を機器に貼附等させておくようにすべき。 【個人】	無線局の管理や無線局の適正な運用の確保等について適切な監督を行うことは、免許人等の責務と考えております。具体的な方法については、免許状又は登録状（免許番号や登録番号が記載）並びに無線局事項書及び工事設計書等の備付書類（製造番号等を記載）等による管理がなされていること、多種多様な無線局が存在し運用の態様も様々であること等から、その状況に応じて、免許人等が責任を持って適切な監督を行うことが合理的なものと考えます。	無
6	「別添 1-3」の告示中、「無線局運用証明書」の「運用する期間」について、令和、西暦でも書けるようにすべきではないか。 【個人】	「無線局運用証明書」を定めている別添 1-3 の告示は現行の告示であり、廃止されます。	無
7	・告示案「別添 1-2 [新規]」の条文中「呼出符号又は呼出名称」について、アマチュア局に「呼出名称」が指定される	「呼出符号又は呼出名称」については、無線局免許手続規則等の規定と合わせるため「呼出符号」に修正します。	有

	<p>ことはないため、「識別信号」とするか又は「又は呼出名称」を削除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>その他のご意見については、本パブリックコメントの対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>	
8	<p>特に異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本告示案に賛成のご意見として承ります。</p>	無

○提出意見数：8件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※上記のご意見の他、意見募集対象である命令等の案以外についてのご意見がありました。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。